

# 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日 〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 令和元年12月27日条例第 5号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 9 条第 4 項に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第 2 条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給の期間は、1 日以上 6 月以下とし、この期間においては、給料月額及びこれに対する地域手当（八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 1 号）第 2 条において準用する八幡浜市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 4 6 号）第 1 1 条の 3 及に規定する地域手当をいう。）の合計額（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、報酬の額）の 1 0 分の 1 以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(規則への委任)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第 5 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。